

第 92 回経営委員会 議事概要

1. 日 時：2024 年 3 月 25 日（月） 9：59～11：29
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 役員会議室
3. 出席委員等：・山口委員長 ・新井委員長代理 ・板場委員 ・逢見委員
・加藤委員 ・尾崎委員 ・久保田委員
・宮園理事長

4. 議事概要

【報告事項】

コンプライアンス案件についての報告について

コンプライアンス案件について、コンプライアンス・オフィサーより報告があった。
質疑等の概要は以下のとおりである。

コンプライアンス・オフィサー

昨年 12 月にインハウス運用における国債取引に関する内部通報があり、外部の法律事務所
所に委嘱し、事実関係等に関する調査を実施した。

調査の結果、昨年 7 月からインハウス運用における国債購入の取引が証券会社 2 社に集
中していたが、法令や規程の違反はなかった。

また、制裁委員会を開催して審議した結果、違法行為等が認められないことから、制裁又
は監督上の措置を課すことは適当ではないとされた。

理事長

コンプライアンス・オフィサーの調査結果及び制裁委員会の結果、法令違反はなく、マニ
ュアル上認められた例外的な扱いであり、明確にマニュアル違反はしていないという事実
関係を確認した結果、制裁規程に基づく制裁あるいは監督上の措置の根拠が認められない
ということで、処分ではないが、該当者に厳重に注意を行った。

ただ、本件は重大な問題であると考えている。

重大であるとする一点目の理由は、特定 2 社に国債の取引が集中していることは、外形的
に癒着が疑われるケースである。その点、違法な行為は認められなかったという調査結果で
あったが、いかなる裁量が行われたか、その理由やプロセスが明示されなければ国民の不信
を招きかねないと憂慮する。

二点目は、複数社への引き合いにより最良の価格を求めるというマニュアルに対し、購入

額の大きさから市場インパクトを避けるための秘匿性と執行タイミングをより重視し、結果的にそれが最良執行につながるという考え方で執行されたということだが、原則と異なる裁量を行う旨を判断理由とともに投資委員会に報告する等の手順を踏むべきであったと考える。

三点目は、本件以外にもマニュアル等の原則によらない裁量が行われ、その判断理由が後に検証可能な形で残っていないという例がないかどうかを検証する必要があると考えている。最良執行のためという判断の下とはいえ、理由を示すことなくマニュアルの原則によらない執行が横行するようでは、いかに数字の実績が良くても、それを帳消しにする国民の不信を招くことになりかねないと考えている。

以上の点から、管理運用業務担当理事に対し、今後、留意、改善してもらいたいというだけにとどまらず、今申し上げたことが十分伝わらないといけないので、反省も求めた上で、今後、しっかり務めてほしいという指導を行っている。

総務・企画等担当理事には、今後の改善措置について、内部統制の観点からしっかり協力してもらうことを主体に指導した。

また、理事長である私自身が組織全体を統括する立場から、内部統制機能の不十分な点を見落としていたことについて大変反省している。

今回の通報により、反省する事項、改善すべきことが明らかになった。通報制度の意義が大きいことが証明された事案だったとも考えている。

委員A

今回の問題は、説明責任を果たせるかどうかということが大きなポイントになっていると思う。理事長からも、その点について今後十分留意していきたいという話があったが、属人的な関係に基づいて秘匿性の担保をとというのはかなり違和感があり、十分な説明にはならないと思う。

今後は、客観的な理由で秘匿性が担保できることを考えていただきたい。今回は説明責任が果たせなかったことが問題なので、それについては今後、十分留意していただきたい。

委員B

情報管理の徹底、手続を公正に行う中で起こった問題であるように思う。なぜ属人的関係の中で秘匿性をということが起きたのかがよく分からない。

理事長

最良執行のための要素は、一つは市場に影響を及ぼさないこと、裏を返すと秘匿性である。秘匿性が担保できないと有利な価格が確保できない。二つ目は執行のタイミングであり、これは執行する側のいろいろな市場実勢等を見た判断になると思う。三点目は、幅広く比べて一番いい価格を選ぶ、条件を選ぶこと。セカンダリーのマニュアルでは3点目を規定してい

たが、三つの要素のどれを優先するか、どれがその時々で重要であるかはケース・バイ・ケースである。マニュアルに3点目のことを「原則」として規定していることは意味があると考えており、それ以外のことを優先して判断するケースは裁量ということであるので、それはケースによってきちんと説明のプロセスを尽くす必要があると考えている。

委員B

事後でもいいので投資委員会などに報告されるべきであったということか。裁量性の取引は認めるが、透明性があつたのかどうかを事後にでも報告するということか。

コンプライアンス・オフィサー

透明性や説明責任という観点で、投資委員会における報告も一つの方法として考えられるところであり、おっしゃるとおりである。

委員C

システムチェックに情報管理がどれほど徹底して各証券会社で行われているかを調べて、しかるべき情報管理体制が徹底している会社を選ぶというのが本来あるべきやり方ではないか。内部通報があつたということは、内部の人にとっても、この辺は議論があるところと感じられたと思う。しかるべき報告が投資委員会でもなされるべきだったし、記録もされるべきだった。今後については、情報管理体制がきちっとできているかを各取引先の証券会社に報告させることが第一義的に必要だと思う。

委員D

今の判断、調査と報告書の判断は、妥当ではないかと思う。

委員E

業務方法書第5条第2項第10号には、インハウス取引について、「管理運用法人は、前号の運用に係る取引先の選定について、適切な基準を定め、これに基づき選定を行うものとする。」とあり、組織規程第2条の5第1項には、「投資委員会は、法第18条第1号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に係る投資決定を適切に行うため、管理運用業務の執行に係る重要事項（年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書第10条第2号に規定する契約の公正性の確保に関する事項を含む。）に関する意思決定を行うにあたっての事前の審議及び議決並びに経営委員会に提出する議案及び報告する内容の議決を行う。」とあるが、これらの規定の違反も認められないということか。

コンプライアンス・オフィサー

毎年一回、選定基準に照らして問題がないか、従来の取引先が妥当であるかも含めて、取

引先の選定については投資委員会で審議して決定している。

その上で、実際の取引に当たって、どの証券会社を活用するかについては、今回の事案も含めて、最良の判断で実際の取引先を決定していたということである。

ただ、実際に決めた執行に当たっての取引先について、今回、特定の社に集中し、それが継続していたことが疑念を招くのではないかという御指摘があったということで、その点を今後、事後的な報告も含めて、投資委員会に諮っていくことも含めて、改善策を検討していきたいという整理をしているものである。

委員E

証券会社幹部との接触についての調査方法及び結果は、どのようなものか。

コンプライアンス・オフィサー

調査は第三者である法律事務所が行った。また、情報管理の徹底のための依頼をしたということと認識している。

委員長

内部通報で明らかになったのは重い話である。大丈夫なのかという感覚を周りの人が抱いてしまうような取扱いであった点は、執行部の中でもしっかりと受け止めておいてほしい。

例外的な扱いを大量かつ長期にわたって続けたことについて、しっかりとした対応がなされるべきであるという気持ちは強く持っている。正当性について説明できるだけの材料あるいは証拠をあげておくべきだったと思う。様々な記録をつけておく、投資委員会において議論してもらい、このような形の対応が必要だったと思う。

執行部内で今後、2社の取扱いが妥当なのかについては、見直しを行うという覚悟で考えてほしい。

委員長

理事長に対して、経営委員会の本件に対する考え方をお話する。

経営委員全員の総意として、重大な問題であるという認識である。本件についての理事長としての措置が甘いものであった、十分でなかったということも経営委員会の共有するところである。その点もしっかりと頭に置いていただきたい。

今後の対応では、例外を認めるようなルールについて見直しをする必要があると思うので、執行部内でしっかりと議論した上で行ってほしい。

本件が起きたことについては、厚生労働省に対して、事実関係、対応措置、経営委員会の考え方を私から伝えておこうと思う。

組織全体のたがを緩めることになってはいけなないので、こういう問題が起きていること

と、それに対する対応を理事長としてしっかり認識していることを法人内へ示してほしい。
そうした対応をぜひお願いしたい。

理事長

承知した。御指示に沿ってしっかり務めたい。

以上